

指定居宅介護支援事業所への委託について

1. 中野区の方針

地域包括支援センター(介護予防支援事業所)が作成する予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業のケアプラン(要支援1、2の方及び介護予防・生活支援サービス事業対象者(以下、「事業対象者」という)のケアプラン)については、地域の実情に応じてケアプラン原案作成の一部委託が認められている。

中野区においても、地域包括支援センターとのケアプラン作成に関する一部委託を認めている(第一期第2回地域包括支援センター運営協議会で了承済み)ため、地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所と委託契約を結び、予防給付等のケアプランの原案作成の一部委託を行っている。

2. 指定居宅介護支援事業所の変更について(令和4年10月2日以降)

令和5年10月1日現在 指定居宅支援事業所数 73ヶ所(内3ヶ所休止中)
(第九期第3回運営協議会報告時 74ヶ所)

第九期第3回運営協議会以降の変更

<新規事業所>

登録年月日	事業所名	所在地
令和5年 3月 1日	Ai クリニック居宅介護支援事業所	東中野1-56-1

<廃止事業所>

廃止年月日	事業所名	所在地
令和4年10月31日	ケア笑和	弥生町1-21-4宮下ビル1F
令和5年 3月31日	ふたば新中野	中央5-10-4新中野サニーハイ ツ303号

<休止事業所>

休止期間	事業所名	所在地
令和4年6月30日～ 令和6年8月14日	居宅介護支援事業所みらいず	本町5-47-10鈴木ビル
令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	居宅介護支援事業所カレア	弥生町2-4-9 ツナシマ第3ビル3階
令和5年6月1日～ 令和6年5月31日	やさしい手中野南口居宅介護支援事業所	中央3-50-9ワタナベセカンド ビル2F